

【概要版】

平 成 2 8 年 度

網走市住民監査請求結果報告書

網 走 市 監 査 委 員

網走市住民監査請求(網走市職員措置請求)に係る結果報告

1. 監査対象

福祉部 社会福祉課、介護福祉課

2. 監査期間

平成 28 年 12 月 26 日～平成 29 年 3 月 8 日まで

(監査請求の補正 11 日間を含む)

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉康

網走市監査委員 工藤 英治

4. 請求内容

(1) 請求人 略

(2) 請求概要

① 件名～網走市の違法な公金支出負担行為について

② 趣旨～請求人となる同法人の施設に入居していた者の死亡後の火葬及び葬儀費用支出の適法性について

(3) 請求対象

① 市が支出した葬儀に係る費用(92,232 円)を、無縁物故者として支出したことの違法な取扱い及び、当該費用の市への返還について

② 網走市及び担当部署職員の処分、謝罪文の要求について

③ 火葬後の遺骨の返還について

5. 監査の主眼

本件公金支出の根拠となった関係法の適法性ならびに、正当性について

6. 監査の方法

監査にあたっては、請求人への陳述機会の確保ならびに関係人(対象部局)への事情聴取及び関係書類の提出を求めて審査するとともに、必要に応じ、有識者等への意見聴取など、事実証明内容等と支出行為に関する事務の執行の合規性と適正性について監査を行った。

7. 監査の結果

(1) 葬儀費用の支出について

網走市の無縁物故者として火葬し、支出した行為については、死亡人の長男ら身内との関係性や死亡時の状況等を鑑めば、「墓地、埋葬に関する法律」第 9 条 第 1 項に基づき火葬等を行い、また、当該費用の支出に関しては、同法 第 9 条 第 2 項により網走市が負担したことは違法性はみられないものと解される。

よって、法的かつ死亡人の諸状況等からみて、本監査結果に違法性はないものとして棄却する。

(2) その他の請求について

住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項のとおり、違法又は不当な公金の支出等があると認められる場合に監査を行うものである。

よって、4. 請求内容 (3) の②及び③については、監査請求の主張に理由がないものとして却下する。